

京 都 大 学 企 画 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学企画委員会規程</b> (平成16年達示第64号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。                      (1) 企画担当の理事(以下「担当理事」という。)                      (2) 総長が指名する理事 1名                      (3) 研究科長 5名                      (4) 研究所長又はセンター長 1名                      (5) <u>企画・情報部長</u>                      (6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部</u>企画課において処理する。 (後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)                      (2) }                      (3) }                      (4) }                      (5) <u>企画部長</u> }                      (6) } (同 左)</p> <p>2・3</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画部</u>企画課において処理する。</p>
<p><b>京都大学大学評価委員会規程</b> (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。                      (1) 評価担当の理事(以下「担当理事」という。)                      (2) 総長が指名する理事又は副学長                      (3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 20名以内                      (4) <u>企画・情報部長</u>                      (5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画・情報部</u>企画課において処理する。 (後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)                      (2) }                      (3) }                      (4) <u>企画部長</u> }                      (5) } (同 左)</p> <p>2・3</p> <p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画部</u>企画課において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<b>京都大学人事審査委員会規程</b> (平成16年達示第87号)	
(前 略)	
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 法務・コンプライアンス担当の副学長(以下「担当副学長」という。) (2) 教育研究評議会評議員 若干名 (3) 部局長 若干名 (4) <u>総務部長</u> (5) その他総長が必要と認める者 若干名	第3条 (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) <u>人事部長</u> (5) } (同 左)
2・3 (略)	2・3
(中 略)	
第8条 委員会に関する事務は、 <u>総務部人事課</u> において処理する。 (後 略)	第8条 委員会に関する事務は、 <u>人事部人事企画課</u> において処理する。
<b>京都大学環境安全保健委員会規程</b> (平成16年達示第67号)	
(前 略)	
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 環境安全保健担当の理事及び総務担当の理事 (2) 環境安全保健機構長(以下「機構長」という。) (3) 環境安全保健機構副機構長 (4) 研究科長 若干名 (5) 研究所長 若干名 (6) 医学部附属病院長 (7) 環境安全保健機構各部門長 (8) <u>総務部長</u> 、施設部長及び教育推進・学生支援部長 (9) その他機構長が必要と認める者 若干名	第3条 (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) } (7) } (8) <u>人事部長</u> 、施設部長及び教育推進・学生支援部長 (9) } (同 左)
2・3 (略)	2・3
(後 略)	
<b>京都大学情報環境機構規程</b> (平成17年達示第13号)	
(前 略)	
(業務)	(業務)
第2条 機構は、情報基盤の充実及びこれに基づく情報環境の整備等を推進するための全学	第2条 (同 左)

改正前	改正後
<p>組織として、京都大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び運営に係る活動を支えるため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>2 <u>企画・情報部</u>は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事</p> <p>(2) 最高情報セキュリティ責任者</p> <p>(3) 機構長</p> <p>(4) 副機構長</p> <p>(5) <u>情報環境機構担当部長</u></p> <p>(6) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第12条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 副機構長</p> <p>(3) センター長</p> <p>(4) 部局長 若干名</p> <p>(5) 総合博物館長</p> <p>(6) 図書館機構長</p> <p>(7) <u>情報環境機構担当部長</u></p> <p>(8) センターの教授 若干名</p> <p>(9) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(機構に関する事務)</p> <p>第19条 機構に関する事務は、<u>企画・情報部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学国際戦略本部規程</b> (平成28年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 本部長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p>	<p>(1) ～(3) (同 左)</p> <p>2 <u>情報部</u>は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>第6条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>情報部長</u></p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>第12条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) <u>情報部長</u></p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) }</p> <p>2・3 }</p> <p>(機構に関する事務)</p> <p>第19条 機構に関する事務は、<u>情報部</u>において行う。</p> <p>第6条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p>

改正前	改正後
<p>(3) 副本部長  (4) 部局の教授 若干名  (5) <u>企画・情報部長</u>  (6) 教育推進・学生支援部長  (7) その他本部長が必要と認めた者 若干名  2～4 (略)  (中 略)  (雑則)</p> <p>第15条 本部に関する事務は、<u>企画・情報部</u>国際交流課において行う。  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学国際交流会館規程</b>  (昭和57年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、<u>企画・情報部</u>国際交流課において処理する。</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における教員評価の実施に関する規程</b>  (平成19年達示第71号)</p> <p>(前 略)  (事務)</p> <p>第13条 教員評価の実施に関する事務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における年俸制教員の評価に関する規程</b>  (平成27年達示第57号)</p> <p>(前 略)  (事務)</p> <p>第13条 年俸制教員の評価に関する事務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員倫理規程</b>  (平成16年達示第81号)</p>	<p>(3) }  (4) } (同 左)  (5) <u>企画部長</u>  (6) }  (7) } (同 左)  2～4 }</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 本部に関する事務は、<u>企画部</u>国際交流課において行う。</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、<u>企画部</u>国際交流課において処理する。</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 教員評価の実施に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 年俸制教員の評価に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>別記様式第1号 (第9条関係) 別記様式第2号 (第9条関係) 別記様式第3号 (第10条関係) } (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学教員表彰規程</b> (平成24年達示第63号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 前各条に定める表彰に関する事務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学学内集会規程</b> (昭和26年達示第2号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(様式) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学学内団体規程</b> (昭和26年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、教育推進・学生支援部<u>学生課</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。 前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(様式1) } (略) (様式2) }</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学基金規程</b> (平成23年達示第33号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第7条 本学に基金 (特定基金を除く。以下こ</p>	<p>別記様式第1号 (第9条関係) 別記様式第2号 (第9条関係) 別記様式第3号 (第10条関係) } (別 添)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 前各条に定める表彰に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。</p> <p>(様式) (別 添)</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、教育推進・学生支援部<u>厚生課</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。 前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p> <p>(様式1) } (削 除) (様式2) }</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第7条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>の条、第10条から第12条まで及び第15条において同じ。)の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事  (2) 財務担当の理事  (3) 研究科長 若干名  (4) 研究所長又はセンター長 若干名  (5) 総務部長及び財務部長  (6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3・4 (略)  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程</b>  (平成16年達示第100号)</p> <p>(前 略)</p> <p>別記様式第1 }  別記様式第2 } (略)  別記様式第3 }</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学産学共同講座及び産学共同研究部門規程</b>  (平成29年達示第59号)</p> <p>(前 略)</p> <p>別記様式第1 }  別記様式第2 } (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程</b>  (平成26年達示第59号)</p> <p>(前 略)  (研究公正委員会)</p> <p>第8条 教職員等の公正な研究活動の推進等に係る次の各号に掲げる業務を行うため、総括者の下に研究公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総括者</p>	<p>(1)～(4) }  2 } (同 左)  (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 総務部長、<u>渉外担当部長</u>及び財務部長  (6) } (同 左)  3・4 }</p> <p>別記様式第1 (別 添)  別記様式第2 } (同 左)  別記様式第3 }</p> <p>別記様式第1 (別 添)  別記様式第2 (同 左)</p> <p>(研究公正委員会)</p> <p>第8条 }  (1)～(3) } (同 左)  2 }  (1)</p>

改 正 前	改 正 後
(2) 総長が指名する理事又は副学長 (3) 研究科長 (4) 研究所長 (5) センター長のうちから総長が指名する者 若干名 <u>(6) 総務部長</u> <u>(7) 教育推進・学生支援部長</u> <u>(8) 研究推進部長</u> (9) その他総長が必要と認める者 若干名 3 (略)	(2) } (3) } (同 左) (4) } (5) }  (6) } (7) } (同 左) (8) } 3
4 委員長は総括者をもって充て、副委員長は第2項第2号から第5号まで及び第 <u>9</u> 号の委員のうちから委員長が指名する。 5・6 (略) (後 略)	4 委員長は総括者をもって充て、副委員長は第2項第2号から第5号まで及び第 <u>8</u> の委員のうちから委員長が指名する。 5・6 (同 左)
	附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

年 月 日

飲 食 届 出 書

倫 理 監 督 者 殿

(所 属)

(職 名)

(氏 名)

利害関係者との 飲食の目的、理由	
飲食の相手方	
飲食の内容(飲食に要する 予定金額を含む)	
飲食の日時	
飲食の場所	



年 月 日

講演等承認申請書

倫理監督者 殿

(所 属)

(職 名)

(氏 名)

講演，著述等の依頼者	
講演，著述等の内容 (講演等の対象者を含む)	
講演，著述等を行う日時， 場所	
報 酬 の 額	
報酬の額の算出根拠	
上記の申請を承認する。  <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">倫理監督者 _____</p>	

贈 与 等 報 告 書

倫 理 監 督 者 殿

(所属部局)

(職 名)

(氏 名)

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第3条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	
贈与等をし、又は報酬を支払をした事業者等と教職員の職務との関係及び京都大学との関係	

- (注) (一) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、教職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、教職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、教職員が提供した人的役務の内容並びに教職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。
- (五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

集会許可願

左記によつて集会を開催致し度いので許可下さるようお願い致します。

年 月 日

主催責任者氏名

京都大学総長

殿

記

一 名称

一 日時

年 月 日

開 会 時 分

閉 会 時 分

一 場所

一 目的

一 主催者

一 後援者 賛助者

一 参加者の範囲及び参加予定者数

一 入場料を徴収する場合はその金額

一 会次第

(様式)

別紙様式第1

寄 附 申 込 書

年 月 日

京都大学総長 殿

寄附申込者 住所

氏名

下記のとおり、寄附講座等の設置及び運営に係る経費の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座等名

2 設置目的

3 設置期間

4 寄附金額

総額

円

5 寄附の方法 一括寄附又は分割寄附かの区別、分割寄附の場合はその時期、  
金額を明示すること。

6 附帯条件の有無

産学共同講座（研究部門）設置申込書

年 月 日

京都大学（ 部 局 名 ）長 殿

申請者  
所在地  
名称  
役職・氏名

下記のとおり、産学共同講座（研究部門）の設置を申し込みます。

記

- 1 産学共同講座（研究部門）名
- 2 設置目的及び産学共同講座（研究部門）で実施する取組内容
- 3 設置期間  
年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヶ月）
- 4 産学共同講座等の設置及び運営に必要な経費として拠出する金額（財源区分、年次別内訳額及び総額を示すこと）
- 5 その他

※共同研究申請書等の写を添付して下さい。